

(別 紙)

主眼事項及び着眼点 (児童発達支援)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第1 基本方針	<p>(1) 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。</p>	法第21条の5の18 平24厚令15第3条第2項 平24厚令15第3条第3項 平24厚令15第3条第4項 平24厚令15第4条
第2 人員に関する基準 1 従業員の員数 2 児童発達支援管理責任者	<p>(1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 指導員又は保育士指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p> <p>イ 障害児の数が10までのもの2以上</p> <p>ロ 障害児の数が10を超えるもの2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	法第21条の5の18第1項 平24厚令15第5条第1項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上</p> <p>(2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）が置かれているか。（この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。）</p> <p>(3) (1) (2)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 嘱託医 1以上</p> <p>二 看護師 1以上</p> <p>三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 1以上</p> <p>四 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>五 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>(4) (1)の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤となっているか。</p> <p>(5) (1)に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p> <p>(6) 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。）</p> <p>一 嘱託医 1以上</p> <p>二 児童指導員及び保育士</p> <p>イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害</p>	<p>平24厚令15第5条第2項</p> <p>平24厚令15第5条第3項</p> <p>平24厚令15第5条第5項</p> <p>平24厚令15第5条第6項</p> <p>平24厚令15第6条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>児の数を4で除して得た数以上</p> <p>ロ 児童指導員 1以上</p> <p>ハ 保育士 1以上</p> <p>三 栄養士 1以上</p> <p>四 調理員 1以上</p> <p>五 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>(7) (6)各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれているか。(この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。)</p> <p>(8) (7)の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(6)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。)</p> <p>一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上</p> <p>二 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限り。)機能訓練を行うために必要な数</p> <p>(9) (7)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(6)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。)</p> <p>一 看護師 1以上</p> <p>二 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>(10) (6)から(9)まで((6)第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(6)第3号の栄養士及び同第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)</p>	<p>平24厚令15第6条第2項</p> <p>平24厚令15第6条第3項</p> <p>平24厚令15第6条第4項</p> <p>平24厚令15第6条第6項</p>
3 管理者	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内に</p>	<p>平24厚令15第7条</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>ある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。(ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。)</p> <p>(5) (4)に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。(ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。)</p> <p>一 指導訓練室</p> <p>イ 定員は、おおむね10人とすること。</p> <p>ロ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。</p> <p>二 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。</p> <p>(6) (4)に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けているか。</p> <p>(7) (4)及び(6)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)</p>	<p>法第21条の5の18第2項 平24厚令15第9条第1項</p> <p>平24厚令15第9条第2項</p> <p>平24厚令15第9条第3項</p> <p>平24厚令15第10条第1項</p> <p>平24厚令15第10条第2項</p> <p>平24厚令15第10条第3項</p> <p>平24厚令15第10条第4項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 利用定員</p> <p>2 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>3 契約支給量の報告等</p> <p>4 提供拒否の禁止</p>	<p>い場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)</p> <p>指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。(ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。)</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第37条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について(1)から(3)に準じてとりあつているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>法第21条の5の18第2項 平24厚令15第11条</p> <p>平24厚令15第12条第1項</p> <p>平24厚令15第12条第2項</p> <p>平24厚令15第13条第1項</p> <p>平24厚令15第13条第2項</p> <p>平24厚令15第13条第3項</p> <p>平24厚令15第13条第4項</p> <p>平24厚令15第14条</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第49条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第15条
6 サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第16条
7 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平24厚令15第17条
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第18条第1項</p> <p>平24厚令15第18条第2項</p>
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令15第19条
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第20条第1項</p> <p>平24厚令15第20条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
11 サービス提供の記録	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平24厚令15第21条第1項</p> <p>平24厚令15第21条第2項</p>
12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令15第22条第1項</p> <p>平24厚令15第22条第2項</p>
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第1号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの 	<p>平24厚令15第23条第1項</p> <p>平24厚令15第23条第2項</p> <p>平24厚令15第23条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>(4) (3) 第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとなっているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 指定児童発達支援事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>平24厚令15第23条第4項</p> <p>平24厚令15第23条第5項</p> <p>平24厚令15第23条第6項</p> <p>平24厚令15第24条</p>
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>平24厚令15第25条第1項</p> <p>平24厚令15第25条第2項</p>
16 指定児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし</p>	<p>平24厚令15第26条第1項</p> <p>平24厚令15第26条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
17 児童発達支援計画の作成等	、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令15第26条第3項
	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令15第27条第1項
	(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24厚令15第27条第2項
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令15第27条第3項
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平24厚令15第27条第4項
	(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	平24厚令15第27条第5項
(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障	平24厚令15第27条第6項	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p>		
	<p>(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	平24厚令15第27条第7項	
	<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。</p>	平24厚令15第27条第8項	
	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	平24厚令15第27条第9項	
	<p>(10) 児童発達支援計画の変更については、(2) から(7)までの規定に準じて行っているか。</p>	平24厚令15第27条第10項	
	<p>児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。</p> <p>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	平24厚令15第28条	
	19 相談及び援助	<p>指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	平24厚令15第29条
	20 指導、訓練等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。</p>	平24厚令15第30条第1項
		<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	平24厚令15第30条第2項
		<p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むこ</p>	平24厚令15第30条第3項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
21 食事	<p>とができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。（4）において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p> <p>(2) 食事は、（1）の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第30条第4項</p> <p>平24厚令15第30条第5項</p> <p>平24厚令15第31条第1項</p> <p>平24厚令15第31条第2項</p> <p>平24厚令15第31条第3項</p> <p>平24厚令15第31条第4項</p>
22 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第32条第1項</p> <p>平24厚令15第32条第2項</p>
23 健康管理	<p>(1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>(2) (1)の指定児童発達支援事業者は、(1)の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる</p>	<p>平24厚令15第33条第1項</p> <p>平24厚令15第33条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令				
24 緊急時等の対応	<p>健康診断の全部又は一部を行わないことができるが、この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <table border="1" data-bbox="528 398 1161 577"> <tr> <td data-bbox="528 398 847 504">児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td> <td data-bbox="847 398 1161 504">通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 504 847 577">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="847 504 1161 577">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	
	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断				
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
	<p>(3) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。</p>	平24厚令15第33条第3項				
25 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	平24厚令15第34条				
26 管理者の責務	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	平24厚令15第35条				
26 管理者の責務	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p>	平24厚令15第36条第1項				
26 管理者の責務	<p>(2) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	平24厚令15第36条第2項				
27 運営規程	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 	平24厚令15第37条				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
28 勤務体制の確保等	十二 その他運営に関する重要事項	
	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	平24厚令15第38条第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平24厚令15第38条第2項
29 定員の遵守	(3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平24厚令15第38条第3項
29 定員の遵守	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平24厚令15第39条
30 非常災害対策	(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平24厚令15第40条第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24厚令15第40条第2項
31 衛生管理	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第41条第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	平24厚令15第41条第2項
32 協力医療機関	指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第42条
33 掲示	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平24厚令15第43条

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
34 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平24厚令15第44条第1項</p> <p>平24厚令15第44条第2項</p>
35 虐待等の禁止	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>平24厚令15第45条</p>
36 懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。</p>	<p>平24厚令15第46条</p>
37 秘密保持等	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令15第47条第1項</p> <p>平24厚令15第47条第2項</p> <p>平24厚令15第47条第3項</p>
38 情報の提供等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第48条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
39 利益供与等の禁止	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平24厚令15第48条第2項</p> <p>平24厚令15第49条第1項</p> <p>平24厚令15第49条第2項</p>
40 苦情解決	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を</p>	<p>平24厚令15第50条第1項</p> <p>平24厚令15第50条第2項</p> <p>平24厚令15第50条第3項</p> <p>平24厚令15第50条第4項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
41 地域との連携等	<p>都道府県知事等に報告しているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第50条第5項</p> <p>平24厚令15第51条第1項</p> <p>平24厚令15第51条第2項</p>
42 事故発生時の対応	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令15第52条第1項</p> <p>平24厚令15第52条第2項</p> <p>平24厚令15第52条第3項</p>
43 会計の区分	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平24厚令15第53条</p>
44 記録の整備	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>一 第21条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>二 児童発達支援計画</p> <p>三 第35条の規定による市町村への通知に係る記録</p>	<p>平24厚令15第54条第1項</p> <p>平24厚令15第54条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第5 変更の届出等</p>	<p>四 第44条第2項に規定する身体拘束等の記録 五 第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録 六 第52条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、当該指定に係る児童発達支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>法第21条の5の19第1項、第3項 施行規則第18条の35第1項</p> <p>法第21条の5の19第2項 施行規則第18条の35第4項</p>
<p>第6 障害児通所給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(1) 児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第1(1)の注7を除く。)により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額に、同表第1(1)の注7に限る。)により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平24厚告122の一 平24厚告128</p> <p>平24厚告122の二</p>
<p>2 児童発達支援給付費</p>	<p>(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合、児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合又は児童発達支援センターにおいて重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。)に届け</p>	<p>平24厚告122別表第1の1の注1 平24厚告269一</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>出た指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第4項及び第6条第5項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害児種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合については、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合又は「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市町村長に届け出た児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）において基準該当児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 児童発達支援給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」に定める基準に該当する場合 厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合で定める割合</p> <p>② 指定児童発達支援の提供に当たって、（指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画（指定通所支援基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p>	<p>平24厚告122別表第1の1の注2 平24厚告269二 平24厚告269三</p> <p>平24厚告122別表第1の1の注3 平24厚告271一</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>(4) 指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」に定める基準に該当する場合には、所定単位数に「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(5) 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき274単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において指定児童発達支援を行った場合又は「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 主として障害児（難聴児又は重症心身障害児を除く。）を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>① 利用定員が30人以下の場合 68単位</p> <p>② 利用定員が31人以上40人以下の場合 51単位</p> <p>③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 41単位</p> <p>④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 34単位</p> <p>⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 29単位</p> <p>⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 25単位</p> <p>⑦ 利用定員が81人以上の場合 22単位</p> <p>ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 利用定員が20人以下の場合 102単位</p> <p>② 利用定員が21人以上30人以下の場合 68単位</p> <p>③ 利用定員が31人以上40人以下の場合 51単位</p> <p>④ 利用定員が41人以上の場合 41単位</p> <p>ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発</p>	<p>平24厚告122別表第1の1の注4 平24厚告271一</p> <p>平24厚告122別表第1の1の注5</p> <p>平24厚告122別表第1の1の注6</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 利用定員が20人以下の場合 102単位</p> <p>② 利用定員が21人以上の場合 68単位</p> <p>ニ 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を 通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行った場合(ホに該当する場合を除く。)</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 205単位</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 102単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 68単位</p> <p>ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 利用定員が5人の場合 410単位</p> <p>② 利用定員が6人以上10人以下の場合 205単位</p> <p>③ 利用定員が11人以上の場合 102単位</p> <p>(7) 指定児童発達支援の単位(主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。)において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 利用定員が20人以下の場合 603単位</p> <p>ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 531単位</p> <p>ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 488単位</p> <p>ニ 利用定員が41人以上の場合 445単位</p> <p>(8) 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p>	<p>平 24 厚 告 122 別 表 第 1 の 1 の 注 7</p> <p>平 24 厚 告 122 別 表 第 1 の 1 の 注 8</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
3 家庭連携加算	<p>指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の6及び第54条の7の規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合に算定していないか。</p>	平24厚告122別表第1の2の注
4 訪問支援特別加算	<p>指定児童発達支援事業所等において継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童発達支援等の利用がなかった場合において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童発達支援事業所等における指定児童発達支援等に係る相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告122別表第1の3の注
5 食事提供加算	<p>(1) 食事提供加算(I)については、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1項第2項に掲げる通所給付決定保護者(以下「中間所得者」という。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 食事提供加算(II)については、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第1項第3号に掲げる通所給付決定保護者(以下「低所得者等」という。)の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告122別表第1の4の注1 平24厚告122別表第1の4の注2
6 利用者負担上限額管理加算	<p>指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額(同条に規定する通所利用者負</p>	平24厚告122別表第1の5の注

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
7 福祉専門職員配置等加算	<p>担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 福祉専門職員配置等加算(I)については、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(II)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>① 指定通所基準第5条又は第6条規定により置くべき児童指導員若しくは指導員又は保育士(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平24厚告122別表第1の6の注1</p> <p>平24厚告122別表第1の6の注2</p>
8 栄養士配置加算	<p>(1) 栄養士配置加算(I)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(2) 栄養士配置加算(II)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算(I)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>① 栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安</p>	<p>平24厚告122別表第1の7の注1</p> <p>平24厚告122別表第1の7の注2</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
9 欠席時対応加算	<p>全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	平 24 厚 告 122 別表第 1 の 8 の注
10 特別支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」に適合する指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 122 別表第 1 の 9 の注 平24厚告269四 平24厚告270一
11 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p> <p>(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p> <p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)に喀</p>	平 24 厚 告 122 別表第 1 の 10 の注 1 平 24 厚 告 122 別表第 1 の 10 の注 2 平 24 厚 告 122 別表第 1 の 10 の注 3

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p> <p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の10の注4</p>
12 送迎加算	<p>障害児に対して、その居宅と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合、児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の11の注</p>
13 延長支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の12の注 平24厚告269五</p>
14 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める児童等」に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場</p>	<p>平24厚告122別表第1の13の注 平24厚告270二</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
15 福祉・介護職員 処遇改善特別加 算	<p>合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から13までにより算定した単位数の100分の31に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>「厚生労働大臣が定める児童等」に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合にあっては、2から13までにより算定した単位数の100分の10に相当する単位数を加算しているか。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。</p>	平24厚告122別 表第1の14の注 平24厚告270三